

履 行 評 価 基 準

平成19年10月26日

19杉並第51062号

(目的)

第1条 この基準は、杉並区(以下「区」という。)が委託する業務の履行状況の評価(以下「評価」という。)の実施に関し、必要な事項を定めることにより、区が実施する公共サービスの質の維持・向上を図ることを目的とする。

(評価の実施)

第2条 評価は、区及び区から業務を受託した事業者(以下「事業者」という。)それぞれが実施するものとする。

- 2 評価は、的確かつ公正に実施しなければならない。
- 3 区の評価者は、区の契約担当者が指定する職員とし、評価は、複数の評価者で行うものとする。この場合において、必要と認めるときは、事業者に対するヒアリング、委託業務の履行場所への立入調査、アンケート調査その他利用者に対する調査又は第三者による評価を行うことができる。また、事業者の評価者は、事業者が指定する者とする。
- 4 委託契約期間中に評価者の変更があったときは、前任者の意見を聴き、評価を実施することができる。
- 5 評価は、区の契約担当者が指定した時期に実施するものとする。ただし、契約期間が複数年度にわたる場合は、契約締結日の属する年度の翌年度以降は、それぞれの年度ごとに区の契約担当者が指定した時期に実施するものとする。
- 6 前項の規定にかかわらず、区又は事業者が特に必要と認めた場合は、随時に評価を実施することができる。

(履行評価表)

第3条 履行評価表は、区が定めるものとし、評価の視点、評価項目、配点、評価の判断基準は、履行評価表に掲げるとおりとする。ただし、事業者は、履行評価表の内容に異議があるときは、区と協議することができる。

(評価結果の報告)

第4条 事業者は、評価を実施したときは、その評価結果を速やかに区へ報告するものとする。

- 2 区は、評価を実施したときは、その評価結果を速やかに事業者へ報告するものとする。
- 3 区又は事業者は、相手方の評価結果について、必要に応じて説明を求めることができる。

(準用)

第5条 指定管理者が行っている業務及びPFIの手法を活用して行っている業務の評価については、この基準を準用して実施するものとする。

(協議)

第6条 この基準の条項の解釈について疑義が生じた場合又はこの基準に定めのない事項については、区及び事業者協議の上定めるものとする。

附 則

この基準は、平成19年11月1日から施行する。

平成 年 月 日

杉並区長 へ

所在地

法人名

代表者氏名

印

労働関係法令遵守に関する報告書

杉並区と契約を締結している以下の業務に関する標記の件について、別紙のとおり報告します。

記

1 件 名

2 契約番号

3 契約年月日 平成 年 月 日

4 履行期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

【 労働関係法令遵守に関する報告書 別紙 】

契約件名			
受託者名		契約番号	
報告年月日	平成 年 月 日 (第 四半期分)		
区確認課			

本契約に従事している者	合計 _____ 人 正社員 _____ 人
	パート _____ 人 (内 今回新規雇用人数 _____ 人)
	(内訳 その他 _____ 人)
	専ら本契約のためにのみ雇用している者について記入してください。 人材派遣の場合は、「その他」に人材派遣である旨及び人数を記載し、人材派遣契約書等の写しを添付してください。

報 告 内 容	
労働環境の分野別	<p>はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> <報 告 項 目></p> <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 1 本業務の従事者に対して適正な雇用契約を締結している。</p> <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 2 労働条件は関係法令に照らして適正であり、従業員にも明示している。</p> <p><報告項目に係る特記事項></p> <p>就業規則・雇用条件明示方法 (<input type="checkbox"/> で示す) <input type="checkbox"/> 書面 ・ <input type="checkbox"/> 口頭 ・ <input type="checkbox"/> 両方を併用</p>
	<p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 3 最低賃金法に定める賃金額以上の賃金を支給している。</p> <p><報告項目に係る特記事項></p> <p>賃金額 _____ 時間額 _____ 円 (法定最低賃金額 _____ 円)</p> <p>日給、月給などの場合は東京都労働局ホームページの比較方法に基づき計算して時間額を記載してください。 従事者が複数の場合は従事者のうち最も低い者について記載してください。 「鉄鋼業」「はん用機械器具、生産用機械器具製造業」「自動車・同付属品製造業、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部品、眼鏡製造業」など特定(産業別)最低賃金の適用をうける場合はその旨記載してください。</p>
	<p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 4 給料(給与、各種手当を含む)は、所定の計算により定められた期間分を支給している。</p> <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 5 給料(給与、各種手当を含む)は、定められた支給日に支給している。</p> <p><報告項目に係る特記事項></p> <p>給与支給日 _____ 毎月 _____ 日</p>
	<p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 6 必要な帳簿を備え、労務管理(出勤管理、休暇・休日付与・取得)を確実にしている。</p> <p><報告項目に係る特記事項></p> <p>出勤簿等保管場所・責任者 _____ 場 所 _____ ああ</p> <p>責任者名 _____ ああ</p>

【区記入欄】